

船橋市多様な集団活動利用支援事業費補助金の対象施設等に関する取扱い要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市多様な集団活動利用支援事業費補助金の対象施設等に関する基準について、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」（平成27年7月17日府子本第88号、27文科初第239号、雇児発0717第6号）別紙の「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱」に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(対象施設等)

第2条 船橋市多様な集団活動利用支援事業費補助金の対象施設等は、船橋市内に所在し、過去3年度以上にわたり満3歳以上の小学校就学前の全ての利用幼児を対象に、標準的な集団活動時間が、概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上である施設等で、かつ、過去3年度以上にわたり、当該施設等を1日4時間以上、週5日以上、年間39週以上利用する満3歳以上の小学校就学前の幼児（週5日未満の利用でも、年間利用日数が、週5日、年間39週を利用する場合と同等程度である場合は対象とする。）の総数（以下、「満3歳以上利用幼児総数」という。）が、年度末時点で20人以上である施設等とする。ただし、別表1の左欄に掲げる項目に応じ、同表の右欄に掲げる基準を満たす施設等のうち、次の各号に掲げる施設等でないものに限る。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第7条第10項第4号ハの政令で定める施設
 - (2) 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設
 - (3) 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者
 - (4) 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等のうち、満3歳以上利用幼児総数のうち法第30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付を受給している幼児の数が、満3歳以上利用幼児総数の半数を超える施設等。ただし、次項に規定する施設等を除く。
 - (5) この要綱の施行の日以降に満3歳以上の小学校就学前の幼児を対象とする集団活動事業を開始した施設等
- 2 前項第4号ただし書に規定する施設等は、満3歳以上利用幼児総数のうち法第30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付を受給している幼児のなかで、当該施設等の利用開始日に次の各号いずれかに該当する幼児の数の合計が、満3歳以上利用幼児総数の半数を超えない特定子ども・子育て支援施設等とする。
- (1) 法第30条第1項に規定する保育認定子ども
 - (2) 法第30条の8に規定する施設等利用給付認定子ども
 - (3) 第1号と同等の保育必要量であることで交付される補助金等の対象幼児
- 3 第1項第4号及び前項の基準への適合を審査する際の時点は、決定を受けようとする

日の属する年度の前年度5月1日とする。

- 4 第1項から第3項までの規定にかかわらず、船橋市外に所在する施設等については、市長が必要と認める場合は、当該施設等が所在する市町村における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の対象施設等の基準を満たす施設等を船橋市多様な集団活動利用支援事業費補助金の対象施設等とすることができる。

(基準適合審査の申請)

第3条 船橋市多様な集団活動利用支援事業費補助金の対象施設等として市長の決定を受けようとする施設等の運営事業者は、対象施設等として決定を受ける日の3カ月前までに、船橋市多様な集団活動利用支援事業費補助金対象施設等基準適合審査申請書(第1号様式)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(対象施設等の決定)

第4条 市長は、前条に規定する対象施設等基準適合審査申請書の提出があったときは、その内容を審査し、対象施設等として決定をしたときは船橋市多様な集団活動利用支援事業費補助金対象施設等決定通知書(第2号様式)により、申請を却下したときは船橋市多様な集団活動利用支援事業費補助金対象施設等基準適合審査申請却下通知書(第3号様式)により、申請を行った事業者に通知するものとする。

- 2 前項に規定する審査にかかる第2条及び別表1に掲げる基準は、特に定めのあるものを除き、対象施設等として決定する日における施設等の内容について適用する。

(対象施設等の決定の取消し)

第5条 市長は、船橋市内の対象施設等が偽りその他不正な手段により前条第1項に規定する対象施設等の決定を受けたと認めるときは、対象施設等の決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、第1項に定める場合のほか、対象施設等として決定を受けた船橋市内の施設等が、第2条に規定する要件を満たさなくなった場合は、該当することになった年度から翌2年度間の経過措置期間を置き、次項及び第4項の場合を除き、対象施設等の決定を取り消すことができる。

- 3 市長は、第1項及び前項に定める場合のほか、対象施設等として決定を受けた船橋市内の施設等が、次の各号いずれかに該当する場合は、該当することになった年度から翌2年度間の経過措置期間を置き、対象施設等の決定を取り消すことができる。

- (1) 毎年度5月1日時点において第2条第1項第4号又は同条第2項の要件を3年度連続して満たさなくなった場合
- (2) 年度末時点における満3歳以上利用幼児総数が3年度連続して20人未満となる場合

- 4 市長は、前項までに定める場合のほか、対象施設等として決定を受けた船橋市内の施設等が、別表1に規定する対象施設等の要件を満たさなくなり、かつ、その状況が長期間にわたり継続すると認めた場合は、対象施設等の決定を取り消すことができる。
- 5 前項までの規定にかかわらず、船橋市外に所在する対象施設等が、当該施設が所在する市町村から対象施設等の決定の取り消しをされた場合や、対象施設等の決定を辞退した場合は対象施設等の決定を取り消すことができる。

(給付基準額)

第6条 船橋市多様な集団活動利用支援事業費補助金の対象幼児1人あたりの給付基準額は、1月につき、2万円とする。ただし、対象施設等として決定した日の属する年度の前年度以前、過去3年度の平均月額利用料（10円未満の端数がある場合は切り捨て。）が2万円を下回る対象施設等は、当該平均月額利用料とする。

(在籍名簿の提出)

第7条 船橋市内の対象施設等は、毎年度5月末日までに、当該年度の5月1日時点の在籍名簿（第1号様式付表）を市長に提出しなければならない。

- 2 船橋市内の対象施設等は、前項の規定にかかわらず、毎年度末までに、当該年度の3月1日時点の在籍名簿（第1号様式付表）を市長に提出しなければならない。

(基準の遵守及び関係書類の整備)

第8条 対象施設等は、別表1の基準を遵守しなければならない。また、対象施設等として備えるべき帳簿及び関係書類を整備するとともに、各年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

- 2 前項に規定する備えるべき帳簿及び関係書類については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

(指導・監査)

第9条 市長は、対象施設等に基準を遵守させるとともに、適正な給付金の支給を実施する観点から、少なくとも概ね1年に1回は、実地により個別に指導又は施設等の監査を行うことができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和3年8月20日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 市長は、第3条の規定にかかわらず、令和3年12月までに船橋市多様な集団活動利用支援事業費補助金対象施設等基準適合審査申請書(第1号様式)の提出があった場合は、令和3年4月1日まで遡及して対象施設等として決定することができる。

別表1（第2条関係）対象施設等の基準

項目	満たすべき基準
<p>集団活動に従事する者の数</p>	<p>対象施設等として決定する日の属する年度の前年度5月1日において、集団活動に従事する者の数は、満3歳以上満4歳に満たない幼児概ね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児概ね30人につき1人以上であること。ただし、施設等につき2人を下回ってはならないこと。</p>
<p>集団活動に従事する者の資格</p>	<p>集団活動に従事する者の概ね3分の1（集団活動に従事する者が2人の施設等にあつては、1人）以上は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する普通免許状をいう。）を有する者、保育士又は看護師（准看護師含む。）の資格を有する者</p>
<p>設備</p>	<p>(1) 集団活動を行う部屋（以下「集団活動室」という。）のほか、調理室（給食を提供する場合に限る。自らの施設等で調理を行わない場合には、必要な調理・保存機能を有する設備。）及び便所（手洗設備を含む。）があること。 (2) 集団活動室の面積は、概ね幼児一人当たり1.65㎡以上であること。 (3) 必要な遊具、用具等を備えること。</p>
<p>非常災害に対する措置</p>	<p>[建物がある場合] (1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。 (2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。 (3) 集団活動室を2階に置く場合には建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物、3階以上に置く場合には耐火建築物とすること。なお、集団活動室を2階に設ける建物が耐火建築物又は準耐火建築物ではない場合においては、(1)に規定する設備の設置及び(2)に規定する訓練に特に留意すること。 [建物が無い場合] 活動の実態に応じて、一時的に待避可能なスペースの確保など必要な対策をとること。</p>
<p>集団活動の内容</p>	<p>(1) 幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、活動</p>

	<p>内容を工夫すること。</p> <p>(2) 各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。</p>
給食（給食を実施している場合に限る。）	<p>幼児の年齢、発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とし、予め作成した献立に従って調理すること。</p>
健康管理・安全確保	<p>幼児の健康観察等を通じて、日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な健康管理や安全管理を行うこと。</p>
利用者への情報提供	<p>活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明・情報提供を行うこと。</p>
備える帳簿	<p>職員及び利用幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備しておかなければならないこと。</p>
会計処理	<p>(1) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。</p> <p>(2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。</p> <p>(3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。</p> <p>(4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。</p>

船橋市多様な集団活動利用支援事業費補助金対象施設等基準適合審査申請書

船橋市長 あて

申請者所在地
 氏名（又は名称）
 代表者氏名

船橋市多様な集団活動利用支援事業費補助金の対象施設等に関する取扱い要綱第3条の規定に基づき、
 年 月 日から対象施設等として決定を受けたいので、以下のとおり関係書類を添えて、対象施設
 等基準適合審査を申請します。

[特に定めのあるものを除いて、申請する時点の内容について記載すること。]

1. 設置者・施設等

設置主体	【法人の場合】 <input type="checkbox"/> 国立大学法人 <input type="checkbox"/> 公立大学法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> NPO法人 <input type="checkbox"/> その他法人 【法人以外の場合】 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 任意団体
設置者名	
設置者の所在地等	〒 — — TEL : — — メールアドレス :
代表者名	氏名 : 職名 :
施設等の種類	<input type="checkbox"/> 児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出対象施設 （うち、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無） （うち、企業主導型保育事業による運営費助成（予定）の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無） <input type="checkbox"/> 上記以外の施設等
施設等の名称	
施設等の所在地等	〒 — — TEL : — — メールアドレス :
施設等の管理者名	氏名 : 職名 :
事業開始年月日	年 月 日

2. 運営に関する事項

(1) 開園（開校）曜日（開園・開校している曜日全てにレ点を記入）

日曜日 月曜日 火曜日 水曜日 木曜日 金曜日 土曜日

※ 施設等が満3歳以上の小学校就学前の全ての幼児を対象として提供している標準的な集団活動時間について記載すること。（(2)、(3)も同様）

(2) 開園（開校）期間 週／年間

(3) 開園（開校）時間 ※24 時間表示で記入

曜日	標準的な集団活動時間
平日	～
土曜日	～
日曜日	～

(4) 利用定員と現員（令和●年5月1日時点）※1

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児 (※3)	4歳児	5歳児	6歳児 就学前	合計
定員 (※2)									
A	現員	●●市	/	/	/				
		〇〇市	/	/	/				
		▲▲市	/	/	/				
		A計	/	/	/				(a)
B	Aのうち無償化対象 児童 (※4)	●●市	/	/	/				
		〇〇市	/	/	/				
		▲▲市	/	/	/				
		B計	/	/	/				(b)
C	Bのうち施設利用開始 時点から無償化対象となっていた児童 (※5)	●●市	/	/	/				
		〇〇市	/	/	/				
		▲▲市	/	/	/				
		C計	/	/	/				(c)

現員に対する無償化対象児童の割合 (※6)

(b) / (a) 又は (c) / (a)

--

総数 _____人

[資格等別の内訳]

資格等	常勤	非常勤		合計	
		実人数	換算人数	実人数	換算人数
幼稚園教諭免許					
保育士					
看護師					
准看護師					
その他					
合計					

③その他の職員 常勤 _____人 非常勤 _____人 総数 _____人

[資格等別の内訳]

資格等	常勤	非常勤	合計
調理員			
その他 ()			
その他 ()			
合計			

(7) 施設・設備の現況

居室等の 設置状況	室名	集団 活動室	調理室	便所	その他	合計
	室数 面積	室 ㎡	室	室 便器 個	室	室 ㎡
屋外遊戯場 (園庭)	有 (_____ ㎡) 無 (付近に代替可能な場所 有・無)					
建物の構造	鉄骨造 鉄筋コンクリート造 れん瓦造 木造 その他 ()					

(8) 非常災害に対する措置

非常災害に対する計画	有 (消防計画: _____ 年 _____ 月 _____ 日届出、その他の計画 (内規等))	無
防災 (避難・消火等) 訓練	実施 (実施回数 _____ 回/年)	未実施
集団活動室が2階にある	耐火建築物又は準耐火建築物	適 不適

集団活動室が3階以上にある	耐火建築物適	適	不適
建物が無い場合の 非常災害に対する対策	有	(※具体的な対策の内容を記載)	
			無

(9) 健康管理・安全確保

登・降園時の健康観察	実施（実施内容を簡潔に記載）		未実施
健康診断（幼児）	実施（実施回数 回/年）※他機関で実施したもの、診断書の提出も実施に含める		未実施
健康診断（職員）	実施（実施回数 回/年）※他機関で実施したもの、診断書の提出も実施に含める		
常備している医薬品等	有（主な医薬品等の種類を記載 例．消毒液、絆創膏等）		無
安全管理マニュアル	作成		未作成
保険 加入	加入	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他（）
	未加入	補償の内容	

(添付書類)

- ・有資格者等について、その資格等が確認できる免許状や登録証の写し等
- ・保育士等の職員の勤務体制が分かる勤務割表等
- ・施設の平面図（消火器は○印、消火栓は「栓」の字、非常口は「非」を平面図上に記入。）
- ・利用案内、パンフレットの類（利用料がわかるものは当該年度分とは別に過去3カ年分が必要。）
- ・年間の活動計画、幼児の健康管理・安全管理等が分かる書類
- ・保険会社との契約書類の写し
- ・直近3年分の決算書類（個人の場合は確定申告書、収支計算書等）
- ・給食を提供している場合は直近1ヵ月分の献立表
- ・申請年度の直近過去3年度における年度末時点の利用人数が分かる書類

第1号様式 (第3条・第7条関係) 付表

【船橋市多様な集団活動利用支援事業費補助金】 月1日時点における現員の内訳書

(令和 年 月 1日時点)

対象施設等名称： _____

No. ※1	幼児の 在住 市町村	A 3歳以上の在籍幼児 ※3		氏名	フリガナ	生年月日	施設等の 利用開始年 月日	氏名	フリガナ	保育の必要性の有無			保育の必要性 がある場合、 施設等利用給 付認定等の適 用開始日
		歳児クラ ス ※2	3 歳							4 歳	5 歳	B のうち無 償化対象 ※4	
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
小計													
合計													

※1 内訳書の順は、「幼児の在住市町村」毎に、歳児クラス毎の幼児名(カナ)の五十音順に記入してください。

※2 「歳児クラス」欄は、該当するクラスに○印を記入してください。

※3 対象施設等に概ね、1日4時間以上、週5日以上、年間39週以上利用する幼児のみ記載すること。

※4 3歳以上の在籍幼児のうち、施設等利用給付認定子どもは○を記入してください。

※5 B欄に○を記入した者のうち、施設利用開始時点で「施設等利用給付認定子ども」、「教育保育給付認定子ども」、「通園児補助金等の対象児童」だった場合は○を記入してください。

第2号様式（第4条関係）

船 子 第 号
年 月 日

様

船橋市長

船橋市多様な集団活動利用支援事業費補助金対象施設等決定通知書

年 月 日付けで申請がありました船橋市多様な集団活動利用支援事業費補助金対象施設等基準適合審査について、次のとおり対象施設等として決定しましたので、船橋市多様な集団活動利用支援事業費補助金の対象施設等に関する取扱い要綱第4条の規定に基づき通知します。

設置者名	
設置者の住所	
代表者名	
施設等の名称	
決定年月日	
対象幼児の月額基準額	月額 _____ 円／幼児1人
備考	

第3号様式（第4条関係）

船 子 第 号
年 月 日

様

船橋市長

船橋市多様な集団活動利用支援事業費補助金基準適合審査申請却下通知書

年 月 日付で申請がありました船橋市多様な集団活動利用支援事業費補助金対象施設等基準適合審査について、次の理由により申請却下となりましたので、船橋市多様な集団活動利用支援事業費補助金の対象施設等に関する取扱い要綱第4条の規定に基づき通知します。

設置者名	
設置者の住所	
代表者名	
施設等の名称	
却下年月日	
却下の理由	
備考	